

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五～六（公衆）〇四七二二七二〇七

政治的却下を強める

才波・才2波 不当解雇者の 「地位保全等仮処分申請」

ストライキ根絶を狙った 全労働者への重大な攻撃

三月十六日、東京地裁の裁判長・白石は、動労千葉の85・11第一波スト、そして、86・2第二波ストでの不当解雇者について「ストライキは正当であり、解雇は無効だ」とする地位保全等仮処分の申請に対し「申請却下」という不当な決定を下した。反動裁判長・白石の「決定理由」なるものは百%中曽根、国鉄当局の意にそつたものとして国鉄当局の提出した「現認報告書」によるデタラメな当局側主張を全面的に受け入れ、動労千葉破壊を唯一目的とした断じて認められることのできない「決定」である。

この間、国鉄「分割・民営化」が国鉄改革などでなく、労働組合つぶしのためのみに向けられた理不尽なものであることが満天下に明らかとなつていっている中で、今回の「決定」は、国鉄のみならず、全労働者から抵抗やストライキの根絶を狙つたものである以上、われわれは権力・司法が一体となつた国鉄労働運動を最後的に解体せんとする攻撃に断じて屈することなく、いかなる弾圧をもはねのけ「新会社」にあつてもあくまでも分割・民営化阻止、十万人首切り粉碎の旗を高くかかげ闘いぬき、二八名の解雇者とレッドページの十二名の仲間を守りぬくために全職場から反撃に決起するものである。

反動裁判長・白石は、動労千葉の仮処分申請に対し「申請却下」とし、その「理由」について、こう言っているのだ。「ストは、分割・民営化阻止を目的にしており、この問題は国会での審議によつて決定されるべきで、当局・労組の団体交渉では解決できない。この目的のためのストは、国会の権威を否認するもので、その違法性は重大であり、よつて解雇は裁量権の濫用ではない」というのだ。

そもそも、法律でもなければ、決定されたものでもない「分割・民営化」方針を国鉄当局はやみくもに強行し、運転保安をも無視したすさまじい合理化の強行によつて余剰人員を大量に生み出し、分割・民営に異を唱えるものを差別・選別、あげくに処分をちらつかせ、やりたい放題の不当労働行為を行つてきた。

しかも、団体交渉をも拒否・否定・形骸化し、労働者の基本的な権利をも認めようとしなかつた国鉄当局に対し、すべての国鉄労働者のやむにやまれぬ怒りを体现するものとして第一波ストは闘いぬかれた。

国鉄法案が、国会の権威すら感じられない自民党の暴力的強行によつて採決されたが国鉄問題は先送りされただけで何ひとつ解決されぬ現実の中で、まさに動労千葉の闘いが「分割・民営」の凶暴な本性をあばきだすものとしてあつたがゆえに、当局はデタラメな解雇理由をもつて大量不当処分強行にうつつでできたのだ。何よりもメチャメチャなことは「スト集会において挨拶をし、青年部は最後まで闘うぞ」などと決意を述べ、シュプレヒコールの音頭をとつた」だから責任は重大で解雇は正当であるというのだ。こんなデタラメな処分理由をどうして許せようか。

また、第二波ストは、二〇名解雇の超反動的な大量不当処分にも屈することなくますます意気軒昂と闘う動労千葉を解体せんがために千葉局業務の東京三局への移管攻撃を強行してきた。第二波ストは、業務移管の合理的根拠を示さないばかりか、団交中にもかかわらず事前作業を強行し、あげくに団交の一方的打切りをもつて移管を強行せんとしたことに対する、やむにやまれぬ闘いであつた。

この闘いに対して、反動・白石は「第一波ストから三カ月も経過しない間に敢行された、だから許せない」とあけすけに中曽根・国鉄当局と同じ心情を吐露しているのだ。さらに、動労千葉の闘いによつて「分割・民営化」あやうしの危機感にかられ報復的・みせしめ的に大量首切りを目的化した暴挙は、公労法十七条を全くデタラメに拡大適用したものであるとの主張についても反動・白石は「現認報告書」を全面支持したものである。

分割・民営化が「国鉄改革」でも何んでもないことが鮮明となつた。中曽根が革マル・松崎を手先とした国鉄労働運動解体攻撃は、国労・動労千葉の労働者が新会社へなだれこんでいく現実に「一企業一組合」も大破産してしまつた。中曽根・杉浦、そして松崎は憎悪をこめた報復的攻撃にうつつでできてきている。東京の運転職場を見てみよ。われわれは、闘わなければ職場も組織も守れないことを血を流しながら訴えてきた。

われわれは、革マル・鉄道労連を粉碎し、中曽根打倒へ動労総連合の仲間をはじめとした全国の闘う仲間とともに断固闘いぬく決意である。

一九八七年三月十八日

国鉄千葉動力車労働組合

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！